

## 平成29年度介護職員子育て支援代替職員配置事業費

### 補助金申請のご案内

出産・育児休業等から復職した介護職員等が  
短時間勤務をする際に代替職員を雇用する場合  
県が費用の一部を補助します！！

#### 補助対象事業者

次に掲げる①又は②の職員を代替職員として配置した介護サービス事業者

- ① 出産・育児休業後に復職し、短時間勤務制度を利用する介護職員
- ② 出産・育児のために一度退職し、介護職員として短時間勤務の雇用形態で再就職した職員

なお、介護サービスの種類は問いません。

#### 介護職員子育て支援代替職員配置事業費補助

- 出産・育児休業等から復職した介護職員が育児のために短時間勤務等をする際に、介護サービス事業者が代替職員を雇用する場合に、代替職員に支給される給与・報酬・賃金・派遣料金の3分の1（上限：短時間勤務の介護職員1人当たり25万円）を補助します。
- 未就学児を養育する介護職員を補助対象とします。ただし、障がい児を養育する場合は、18歳に達する日又は高等学校を卒業する日の属する年度末までを補助対象とします。
- 新規に雇用する場合のほか、既に雇用している非常勤職員により代替する場合も対象とします。

#### 補助対象となる費用

【代替職員を新たに雇用した場合】

代替職員が代替として従事した月の基本給月額を補助対象とします。

【既に雇用している非常勤職員により代替する場合】

事業者が就労規則により定める常勤の所定労働時間数から、短時間勤務等介護職員の勤務時間を差し引いた時間数に、代替職員の基本給時間給相当額を乗じた額を、補助対象とします。

お問合せ先 神奈川県保健福祉局福祉部地域福祉課福祉介護人材グループ

電話045-210-4768（直通）

ホームページ <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f536505/>

介護情報サービスかながわ <http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/top-category.asp>

事業者⇒ライブラリー⇒18補助金・助成金等⇒介護職員子育て支援代替職員配置事業費補助金

## 手続きの流れ

### 1 交付申請書の作成

○県ホームページ又は介護情報サービスかながわ「書式ライブラリー」より補助金交付要綱、実施要領をダウンロードし、補助要件や申請書類を確認してください。様式ファイルもダウンロードできます。

○今年度の補助金対象となる従業者についてまとめて申請書を作成します。  
記載例を参考に作成してください。

○平成30年3月31日までの、代替職員配置に係る費用の支出についてのみが補助対象となります。

\*提出書類についてはp4をご覧ください。

※既に実施しているものは補助対象となりません。原則交付決定日以降に補助対象事業に着手となりますので、p3の申請書受付スケジュールに留意して手続きをしてください。

### 2 交付申請書の提出

○県地域福祉課へ交付申請書を提出します。

\*申請書受付スケジュールはp3をご覧ください。

### 3 交付決定

○県が申請書の内容を審査し、交付決定通知書を発行します。

### 4 補助事業の実施（原則交付決定日後に着手となります。）

＜事業の着手日とは＞

○代替職員を新たに雇用した場合

代替職員配置の初日又はそれに係る費用の初回支払日のいずれか早い日

○既に雇用している非常勤職員により代替する場合

出産・育児休業から復職する日又はそれに係る費用の初回支払日のいずれか早い日

### 5 実績報告書の提出

予定していた代替職員配置に係る支出が全て終了したら、実績報告を1ヶ月以内に提出します。（最終提出期限 平成30年4月5日）

### 6 補助額の確定・補助金の支払い

実績報告の内容を確認後、補助額を確定し、補助金を支払います。

## 平成29年度の交付申請書受付スケジュール

※予算額を超える申請があった場合は先着順とし、申請書受付を早期終了する場合があります。

事業着手日（次のいずれか早い日） ・介護事業者の費用支払い日 ・代替職員の初回配置日 ・出産・育児休業から復職する日	交付決定	申請書受付〆切 (当日必着)
5月中に代替職員を配置予定で補助金の申請を希望する事業者は、お電話の上、事前着手届を提出してください。		
6月1日以降	随時 *事前着手届の承認により、事業着手後になることがあります。	●事前着手届 5月15日まで ●申請書 事前着手届提出後1週間
6月16日以降		●事前着手届と申請書 5月20日
7月1日以降	6月末	※以降申請書提出 5月31日
7月16日以降	7月15日	6月15日
8月1日以降	7月末	6月30日
8月16日以降	8月15日	7月14日
9月1日以降	8月末	7月31日
9月16日以降	9月15日	8月15日
10月1日以降	9月末	8月31日
10月15日以降	10月14日	9月15日
11月1日以降	10月末	9月29日
11月16日以降	11月15日	10月16日
12月1日以降	11月末	10月31日
12月16日以降	12月15日	11月15日
1月1日以降	12月末	11月30日
1月14日以降	1月13日	12月15日
2月1日以降	1月末	12月28日

## 提出書類

### 交付申請書提出書類

短時間勤務等介護職員の子の障がいの有無により添付書類が異なります。

#### <共通書類>

①	交付要綱様式 1	交付申請書
②	交付要綱様式 2	所要額調書
③	交付要綱様式 3	事業計画書
④	要領別紙様式 1	短時間勤務等介護職員一覧
⑤	要領別紙様式 2	代替職員費用所要額計算表
⑥	口座振込申出書	参考様式有
⑦	当該事業に係る歳出歳入予算書の抄本	参考様式有
⑧	育児休業を取得していたことが分かる書類	
⑨	短時間勤務等介護職員の所定労働時間、所定労働日、就労予定日数等が確認できる書類	
⑩	就業規則	

#### <障がい児の養育の有無にかかわらず、未就学児を養育中である場合>

⑪	未就学児等を養育中であることが確認できる書類	

#### <障がい児を養育中である場合>

⑫	障がい者手帳の写し	

○補助金交付要綱、補助金実施要領、申請様式等は神奈川県ホームページ又は介護情報サービスかながわ「書式ライブラリー」からダウンロードできます。

ホームページ <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f536505/>

介護情報サービスかながわ <http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/top-category.asp>

事業者⇒ライブラリー⇒18補助金・助成金等⇒介護職員子育て支援代替職員配置事業費補助